



今年度から適用になる 税の改正点を確認しよう!

地方税法の改正により、個人住民税、固定資産税の課税方法が変更になりました。今回は、改正された主な変更点を紹介します。

個人住民税

老年者の非課税措置の廃止

65歳以上の人で、前年の合計所得金額が125万円以下の人に対する非課税措置が廃止になります。
ただし経過措置として、平成17年1月1日において65歳に達しており、前年の合計所得金額が125万円以下の人は、税額が3分の1となります。

老年者控除の廃止

65歳以上の人で、合計所得金額が1千万円以下の人に適用されていた48万円の控除が廃止になります。

65歳以上の人の公的年金などの控除額の見直し

公的年金控除のうち、65歳以上の人の控除額が、次の表のとおり見直しになります。

定率減税の縮減

定率減税が、15%（上限4万円）から7.5%（上限2万円）になります。

均等割非課税措置の廃止

同一生計の妻で、一定以上の収入

（給与収入の場合、年間収入額が96万5千円以上）がある場合、均等割が全額課税されます。

公的年金などの控除額

公的年金などの収入金額	所得金額
330万円未満	年金収入額 - 120万円（収入金額を限度）
330万円以上 410万円未満	年金収入額 × 0.75 - 37万5千円
410万円以上 770万円未満	年金収入額 × 0.85 - 78万5千円
770万円以上	年金収入額 × 0.95 - 155万5千円

今年度の市民税・県民税の納税通知書は、6月に送付します。

軽自動車税の減免

障害の程度や軽自動車の所有（使用者・運転者、使用目的について、一定の要件を満たせば、申請により減免されます。



申請期間 25日（木）まで

申請場所 市民税課（市役所本庁2階）、または各支所の住民生活課

用意する物 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳・療育手帳のいずれか、自動車検査証、運転免許証、印鑑、平成18年度軽自動車税納税通知書

すでに、減免を受けている車で、

減免理由に変更のない場合は、納税通知書は送付しませんので、申請する必要はありません。

自動車税と軽自動車税の両方で減免を受けることはできません。

問い合わせ先 軽自動車税〓市民税課

☎0848 603000 0848 (67) 6132 (自動車税および自動車取得税)〓尾三地域事務所税務局

☎0848 2011

固定資産税

住宅用地の課税標準額

宅地の課税標準額が、評価額に対してどの程度まで達しているかを示す負担水準が、80%未満の場合は、前年度の課税標準額に加え、評価額に宅地の面積要件を乗じた額の5%を加算したものが、今年度の課税標準額とな

その他の宅地などの課税標準額

負担水準が、60%未満の場合は、前年度の課税標準額に加え、評価額に5%を加算したものが、今年度の課税標準額となります。60%以上70%未満の場合は、前年度の課税標準額に据え

置きます。80%以上の場合は、前年度の課税標準額に据え置きとなります。ただし、負担水準が20%未満は、すべて評価額の20%となります。

置きとなります。70%以上の場合は、評価額の70%が課税標準額となります。ただし、負担水準が20%未満は、すべて評価額の20%となります。

固定資産税の計算例

200㎡以下の住宅用地の場合

$$\text{住宅用地の固定資産税額} = \text{課税標準額} \times 1.4\% (\text{税率})$$

土地A

評価額 1,200万円

前年度の課税標準額 140万円

$$\text{負担水準} = 140\text{万円} \div (1,200\text{万円} \times 1/6) = 70\%$$

課税標準額は、前年度の課税標準額に加え、評価額に宅地の面積要件を乗じた額の5%を加算

$$140\text{万円} + (1,200\text{万円} \times 1/6 \times 5\%) = 150\text{万円}$$

$$\text{固定資産税額} = 150\text{万円} \times 1.4\% = 21,000\text{円}$$

土地B

評価額 1,200万円

前年度の課税標準額 180万円

$$\text{負担水準} = 180\text{万円} \div (1,200\text{万円} \times 1/6) = 90\%$$

課税標準額は、180万円に据え置き

$$\text{固定資産税額} = 180\text{万円} \times 1.4\% = 25,200\text{円}$$

耐震改修による固定資産税の減額

1戸あたり120㎡相当分までで、改修家屋に係る固定資産税額の2分の1が減額されます。

減額期間 左の表のとおり

対象 次のいずれにも該当する住宅

昭和57年1月1日以前に建築した住宅

平成18年1月1日以降に、新耐震基準を満たす耐震工事を行う住宅
耐震改修工事の費用が1戸あたり30万円以上の住宅

留意する物 耐震基準適合証明書

申し込み・問い合わせ

改修工事完了後、3か月以内に資産税

課税(☎08486030)

8486030 (67) 6133

2)

減額期間

改修工事の期間	減額期間
平成18年～21年まで	3年分
平成22年～24年まで	2年分
平成25年～27年まで	1年分



言葉のツボ

課税標準額

税額を算出するための基礎となるもの。

評価額

土地・家屋に対する資産を、市が評価して表した金額。

負担水準

$$\text{住宅用地} = \text{前年度の課税標準額} \div (\text{今年度の評価額} \times \text{宅地の面積要件})$$

$$\text{その他の宅地など} = \text{前年度の課税標準額} \div \text{今年度の評価額}$$

宅地の面積要件 = 住宅用地の場合で、200㎡までは、1/6、200㎡を超える部分については、1/3。商業地などには適用されない。

住民税・軽自動車税について
 ☎08486030 (67) 6133
固定資産税について
 ☎08486030 (67) 6032